

大和市監査委員告示第8号

令和3年2月24日付け大和市監査委員告示第3号をもって公表した都市施設部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月29日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(道路・河川管理課) 道路占用許可に関する事務において、次の点が見受けられた。</p> <p>(1) 調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(2) 誤って調定がなされているものがあった。</p>	<p>(道路・河川管理課)</p> <p>(1) 道路占用事務において、令和2年6月10日付けで行うべき調定が失念により遅れたものです。今後は、複数の職員で調定漏れを確認すると共に、毎月末に財務会計システムの調定と道路占用システムの許可書の金額とを確実に突合し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>(2) 道路占用事務において、調定が必要な案件と誤認し、調定処理を行ってしまったものです。今後は、複数の職員で調定関係書類を確認し、再発防止に努めてまいります。</p>